

様式第六の二(第十五条関係)

技 術 士 補 登 録 申 請 書

技術士補の登録を受けたいので、技術士法施行規則第15条の規定により申請します。

(フ リ ガ ナ)			
氏	名	(男・女)	
生	年	月	日生(歳)
本 籍 地			
現 住 所		〔電話番号〕	
技術士法第31条の2 第2項の規定により 文部科学大臣が指定 した大学その他の教 育機関における課程 及び当該課程に対応 するものとして文部 科学大臣が指定した 技術部門の名称			
文部科学大臣が指定 した大学その他の教 育機関における課程 の修了年月			
補 助 し よ う と す る 技 術 士	登 録 番 号		
	氏 名		
	事務所	名 称	
		所在地	〔電話番号〕
そ の 他	1 精神の機能の障害を有する。……………((イ)該当する。(ロ)該当しない。)		
	【注】 (イ)を選択する場合は、技術士補の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。		
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない。……………((イ)該当する。(ロ)該当しない。)		
	3 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……………((イ)該当する。(ロ)該当しない。)		
	4 技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない。……………((イ)該当する。(ロ)該当しない。)		

- 5 (1) 弁理士法(平成12年法律第49号)第32条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。
.....((イ)該当する。(ロ)該当しない。)
- (2) 測量法(昭和24年法律第188号)第52条第2号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。
.....((イ)該当する。(ロ)該当しない。)
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。
.....((イ)該当する。(ロ)該当しない。)
- (4) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第42条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。
.....((イ)該当する。(ロ)該当しない。)

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

年 月 日

文部科学大臣

殿

指定登録機関代表者

氏 名

(自署すること。)

収入印紙
(消印しないこと)

又は領収証書をはること。

- 備考 1 氏名の欄及びその他の欄中()内は、該当するものに○印を付けること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。